

根羽村公共施設等総合管理計画

改訂版

平成 29 年 3 月策定

(令和 4 年 3 月改訂)

根羽村

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象施設	2
4 計画期間	2
第2章 公共施設等の現況	3
1 根羽村の現状	3
2 公共施設等の現状と今後の見通し	7
3 インフラ系公共施設の現状と今後の見通し	16
4 公共施設等全体のまとめ	28
第3章 公共施設等を取り巻く課題の整理	30
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	31
1 計画の管理方針	31
2 計画の推進体制と情報管理	31
3 公共施設等のコスト、数量に関する目標	32
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
第5章 公共施設等の管理に関する実施方針	34
1 点検・診断等の実施方針	34
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	35
3 安全確保の実施方針	36
4 耐震化の実施方針	38
5 長寿命化の実施方針	38
6 ユニバーサルデザイン化の推進方針	39
7 脱炭素化の推進方針	39
8 統合や廃止の推進方針	40
第6章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	41
1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	41
2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	45
第7章 長寿命化対策を反映した今後の見込み	46
1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方	46
2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針	46
3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果	47
第8章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策	48
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	48
2 P D C Aサイクルの推進方針	49

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

根羽村では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらは時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては、人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「根羽村公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しています。

その後、公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

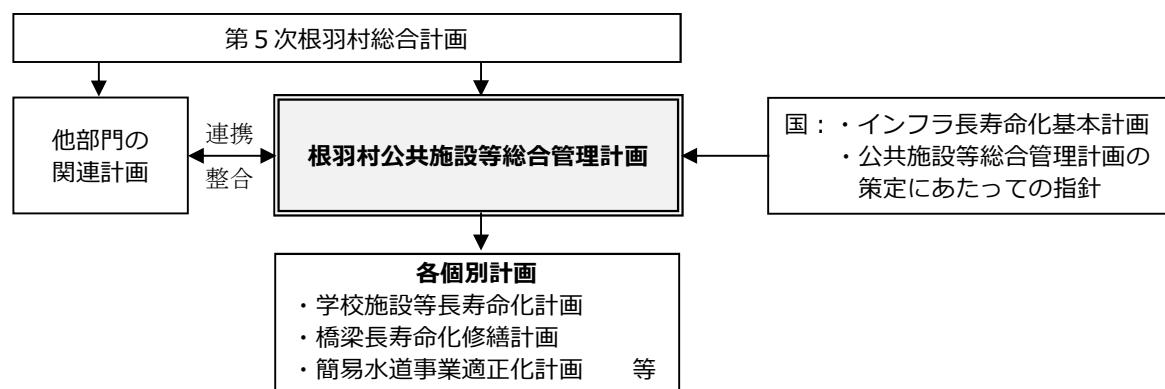
また、総務省では「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成30年2月27日に改訂しています。

「根羽村公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」は、計画策定から5年を経過することから、これまでの公共施設等の取組等について検証とともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「根羽村第5次総合計画」を上位計画として、公共施設等の管理等における基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

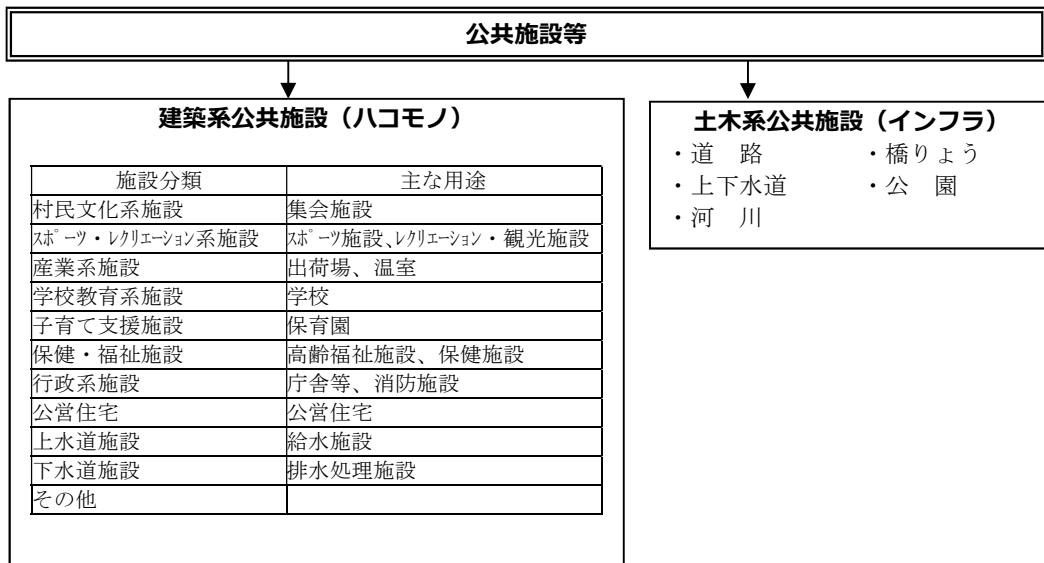
図 計画の位置づけ



3 計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、村が保有する全ての施設とします。

図 対象となる公共施設等



4 計画期間

平成 29 年 3 月策定の当初計画では、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、見直しに合わせて令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を新たな計画期間とします。

なお、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

図 計画期間



第2章 公共施設等の現況

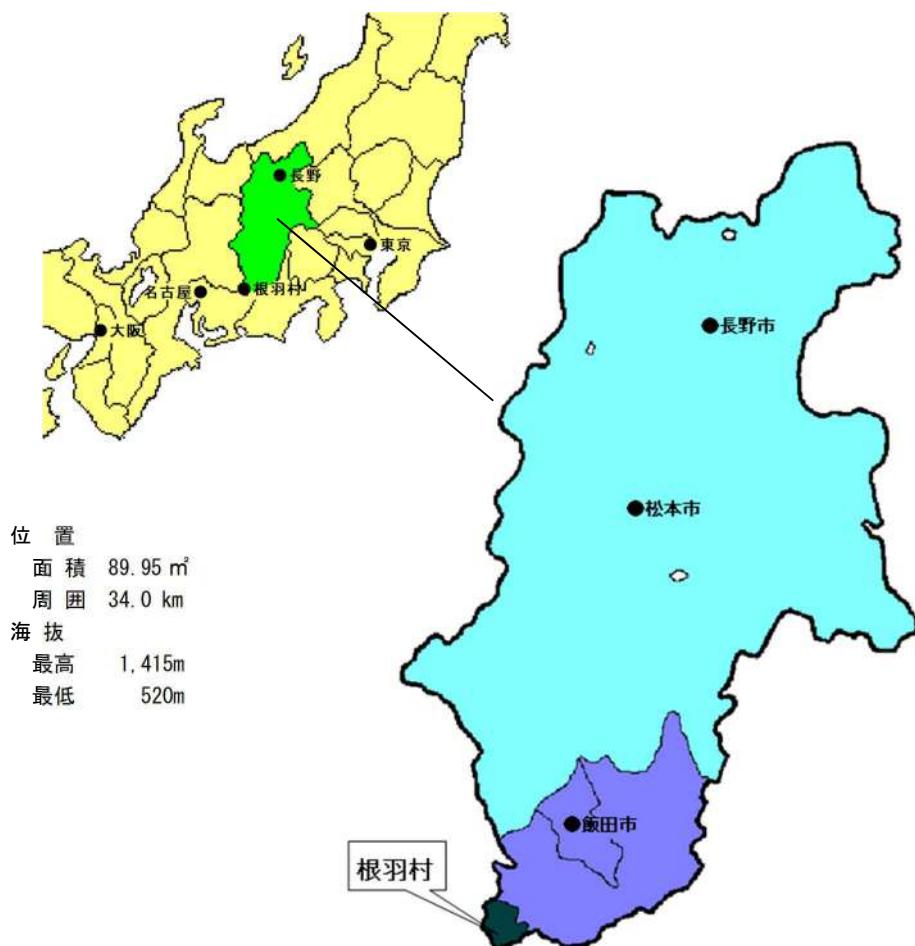
1 根羽村の現状

(1) 村の概要

根羽村は長野県の最西南端に位置しています。東北は下伊那郡の壳木村、平谷村に接しており、一部は岐阜県恵那郡上矢作町に、西は愛知県東加茂郡稻武町、岐阜県上矢作町に接し、南は愛知県北設楽郡津具村及び豊根村と接しています。気候は夏季の高温多湿、冬季の寒冷乾燥で特徴づけられる表日本型です。しかし植物の分布で見ると日本海要素と呼ばれる植物が存し、裏日本型気候の影響が見られます。年間降水量は2,206mmで飯田や名古屋の1.4倍で多雨地帯に属しているので植栽されたスギ・ヒノキの成長が著しく、他の下伊那地方の山林には見られない美しい林相を呈しています。

(村ホームページより)

図 根羽村位置図



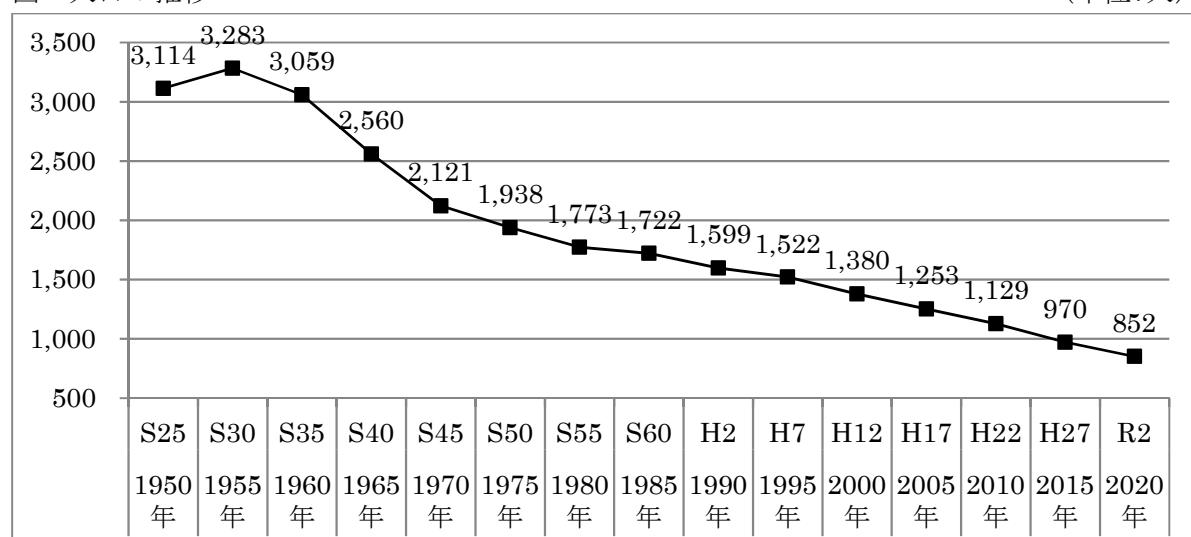
(2) 人口推移

村の人口は、1955年の3,283人をピークに減少を続けており、2020年では852人と60年間で約74%減少しています。

年齢別に人口をみると、2005年以降は総人口の減少とともに65歳以上の老人人口も減少を始めていますが、総人口に対する割合では増加しており、2020年では総人口の52.5%を占めています。

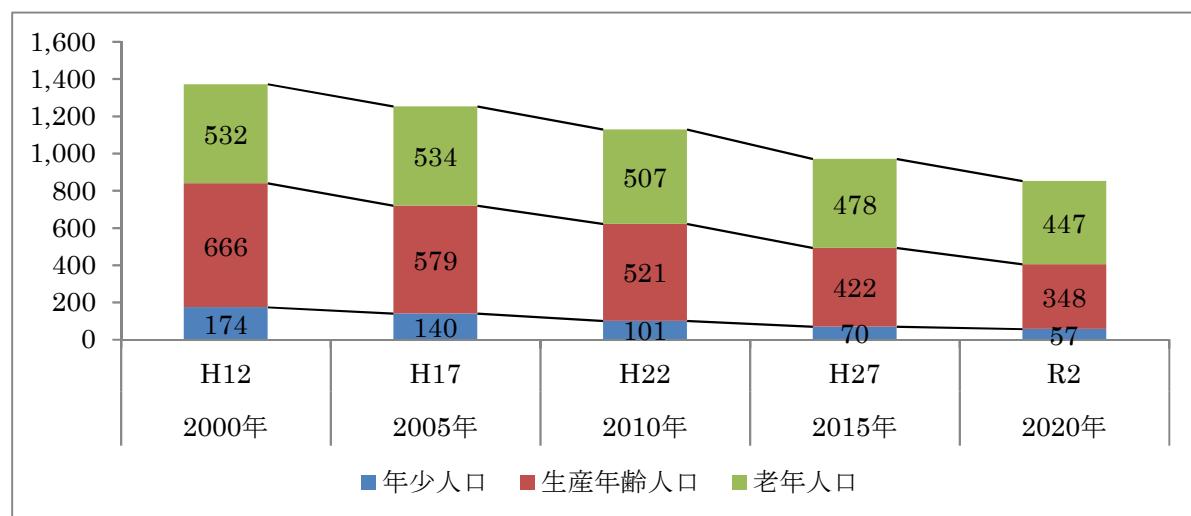
村では2016年に人口の将来展望を定めた「根羽村人口ビジョン」と将来展望人口に向けた取組を定めた「根羽村総合戦略」を策定しており、この中で合計特殊出生率の改善、転出抑制による純移動率の改善を図り、2060（令和42）年で人口650人程度の確保を目指しています。

図 人口の推移 (単位:人)



資料：各年国勢調査

図 年齢別人口の推移 (単位:人)



資料：各年国勢調査

表 参考：根羽村人口ビジョンにおける将来人口推計

(単位：人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
①社人研推計	1,129	1,005	892	793	707	633	564	500	440	390	350
②合計特殊出生率 2.07 となった場合	1,129	1,004	890	794	714	645	581	519	463	416	380
③人口減少対策実施 による根羽村の目標	1,129	1,007	950	902	856	814	773	735	698	663	632

図 参考：根羽村人口ビジョンにおける将来人口推計

(単位：人)

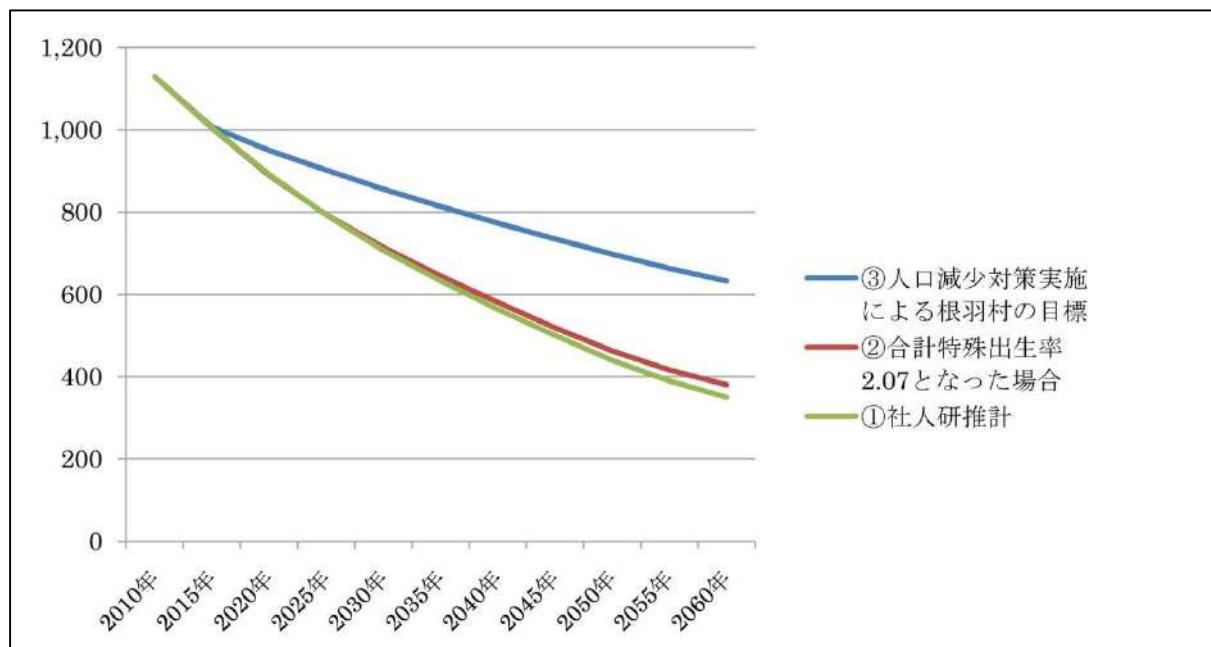
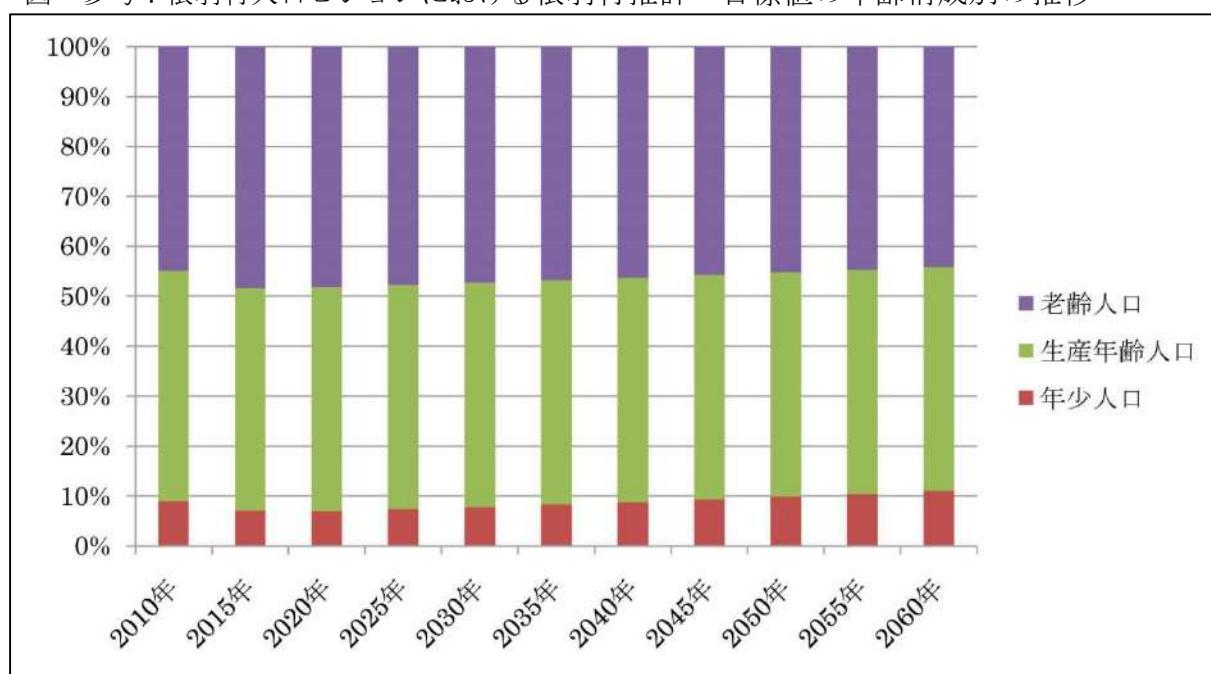


図 参考：根羽村人口ビジョンにおける根羽村推計・目標値の年齢構成別の推移



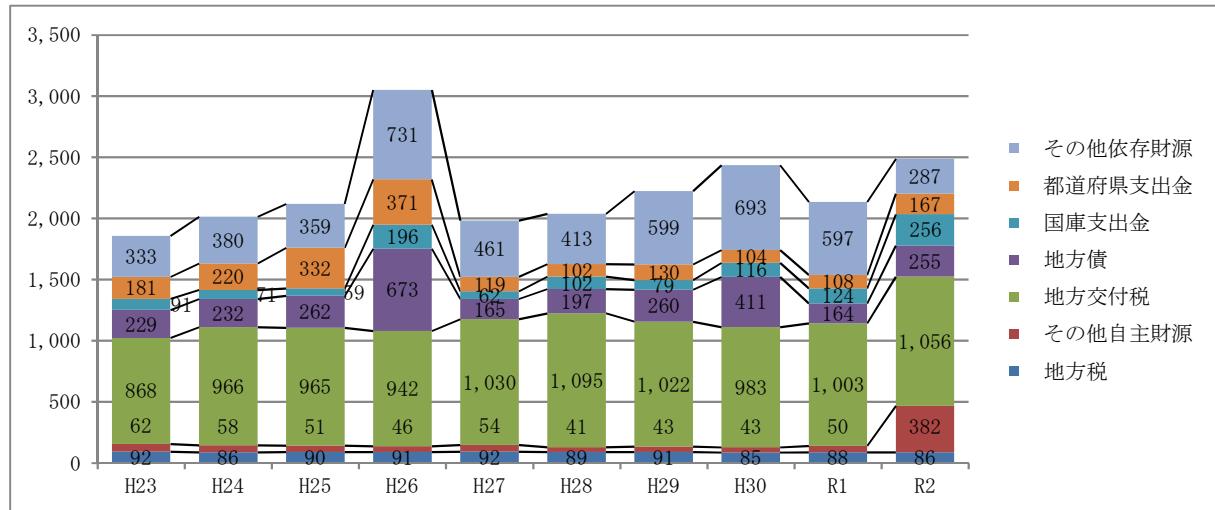
(3) 財政状況

令和 2 年度の普通会計を基に村の歳入の状況をみると、村税（地方税）が約 0.9 億円で、地方交付税が約 10.6 億円となっています。

村税をはじめとする自主財源は全体の 18.8% であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 81.2% となっています。

図 岁入の推移

(単位：百万)

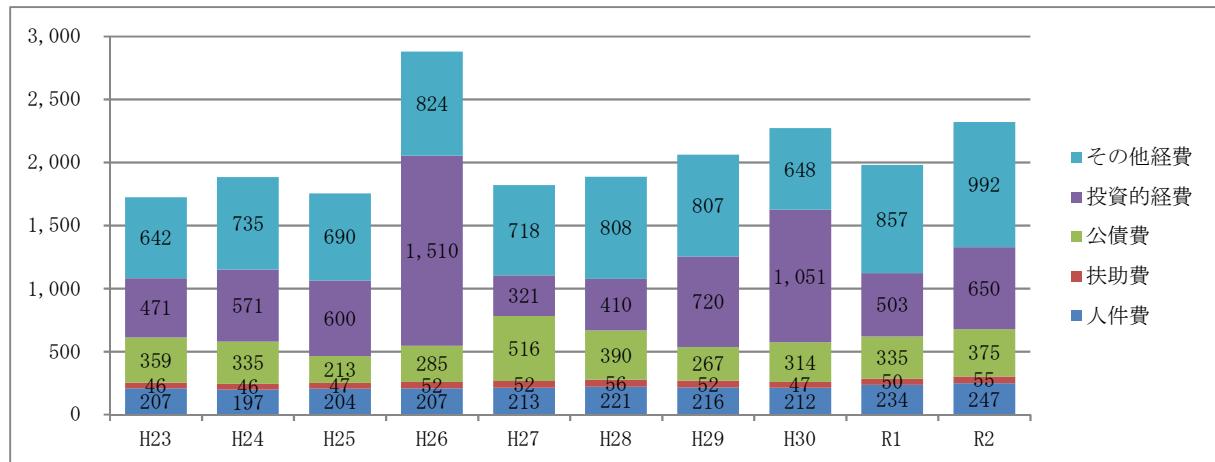


歳出の状況をみると、投資的経費には各年度によって大きな上下があり、令和 2 年度では約 6.5 億円となっており、歳出の約 28.0% を占めています。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は概ね横ばい傾向となっていましたが、平成 27 年度では公債費が大幅に増加、その後再度減少し、令和 2 年度で義務的経費は約 6.8 億円で全体の 29.2% となっています。

図 岁出の状況

(単位：百万)



2 公共施設等の現状と今後の見通し

(1) 建築系公共施設の現状

①施設数の推移

村が保有する建築系公共施設は、令和2年度で75施設、146棟です。

施設分類別施設数では、公営住宅が18施設と最も多く、以下、スポーツ・レクリエーション系施設が15施設、その他施設が13施設となっています。

平成28年度からの推移では、主に移住者向け住宅の整備によって、その他の施設が増えたことにより、8施設、19棟増加しています。

図 施設類型別施設数と推移

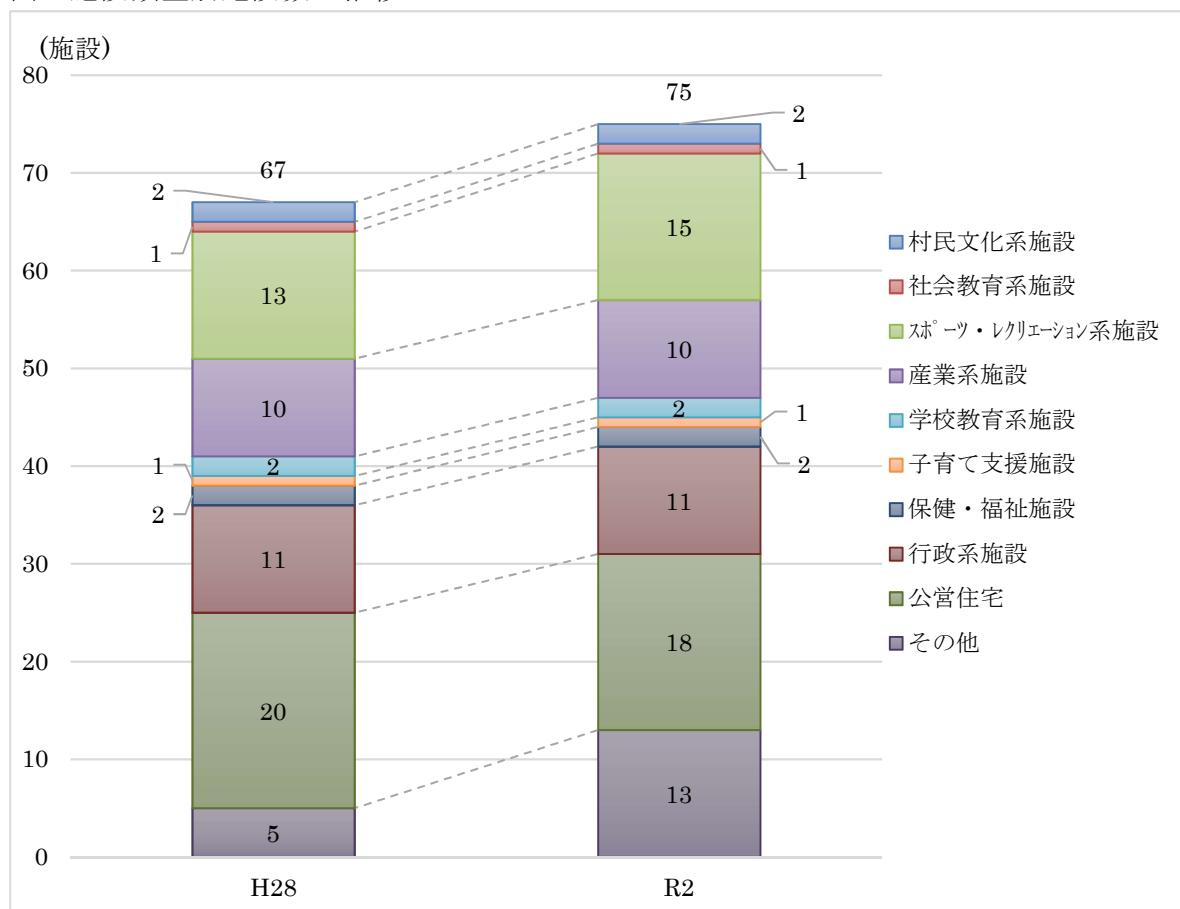
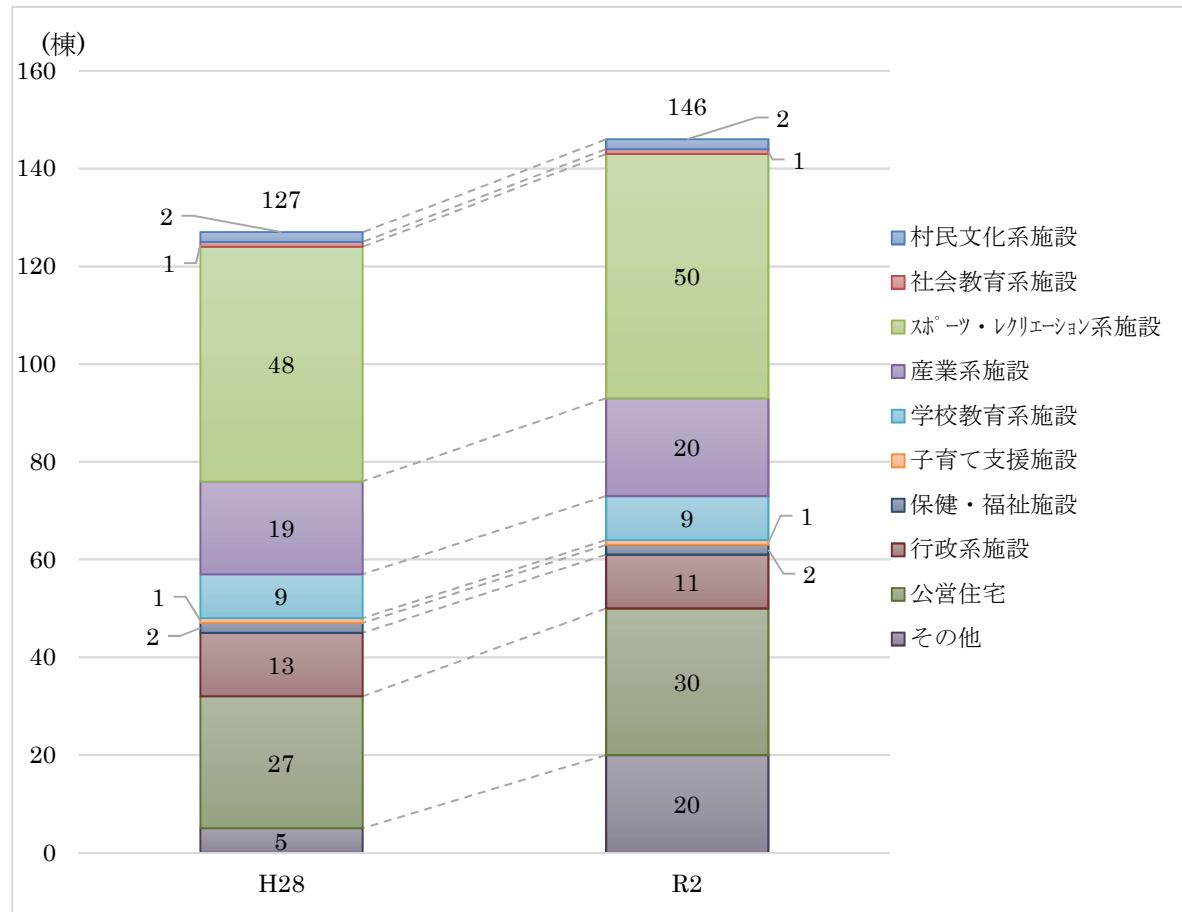


図 施設類型別棟数と推移



②延床面積の推移

令和 2 年度に村が保有する建築系公共施設の総延床面積は約 37,864 m²です。

用途別延床面積の構成比をみると、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 27.9% で最も高く、以下、「学校教育系施設」が 14.8%、「産業系施設」が 13.6% であり、この 3 分類で村有建築物の半分以上を占めています。

平成 28 年度と比較すると 1,316 m²増加しており、その他の施設が主に増加しており、移住促進住宅の整備、役場本庁舎を新たに整備したことで旧役場本庁舎を分類替えしたことによるものです。

図 施設類型別延床面積と推移

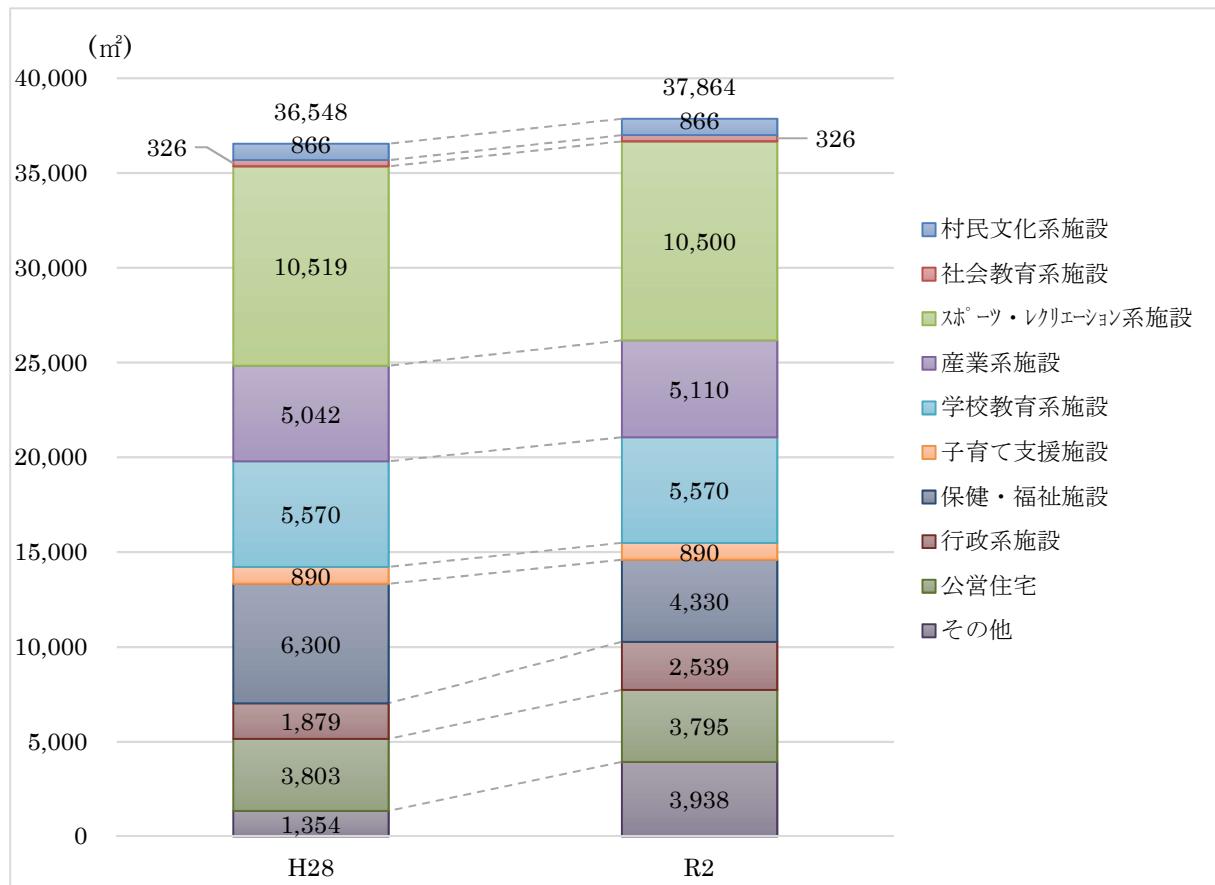


表 施設分類別施設数・延床面積

施設分類	主な用途	施設数	小計(施設)	棟数	小計(棟)	面積(m ²)	小計(m ²)	面積割合	小計(%)
村民文化系施設	集会施設	2	2	2	2	866.37	866.37	2.3%	2.3%
社会教育系施設	博物館等	1	1	1	1	325.82	325.82	0.9%	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	15	8	50	3,605.20	10499.52	9.5%	27.7%
	レクリエーション・観光施設	10		42		6,894.32		18.2%	
産業系施設	産業系施設	10	10	20	20	5,110.27	5110.27	13.5%	13.5%
学校教育系施設	学校	1	2	8	9	5,349.07	5569.72	14.1%	14.7%
	その他教育施設	1		1		220.65		0.6%	
子育て支援施設	幼保・こども園	1	1	1	1	890.45	890.45	2.4%	2.4%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	2	2	2	4,330.19	4330.19	11.4%	11.4%
行政系施設	庁舎等	1	11	1	11	2,144.37	2539.07	5.7%	6.7%
	消防施設	10		10		394.70		1.0%	
公営住宅	公営住宅	18	18	30	30	3,794.90	3794.90	10.0%	10.0%
その他	その他	13	13	20	20	3,937.68	3937.68	10.4%	10.4%
合計		75		146		37,863.99		100.0%	

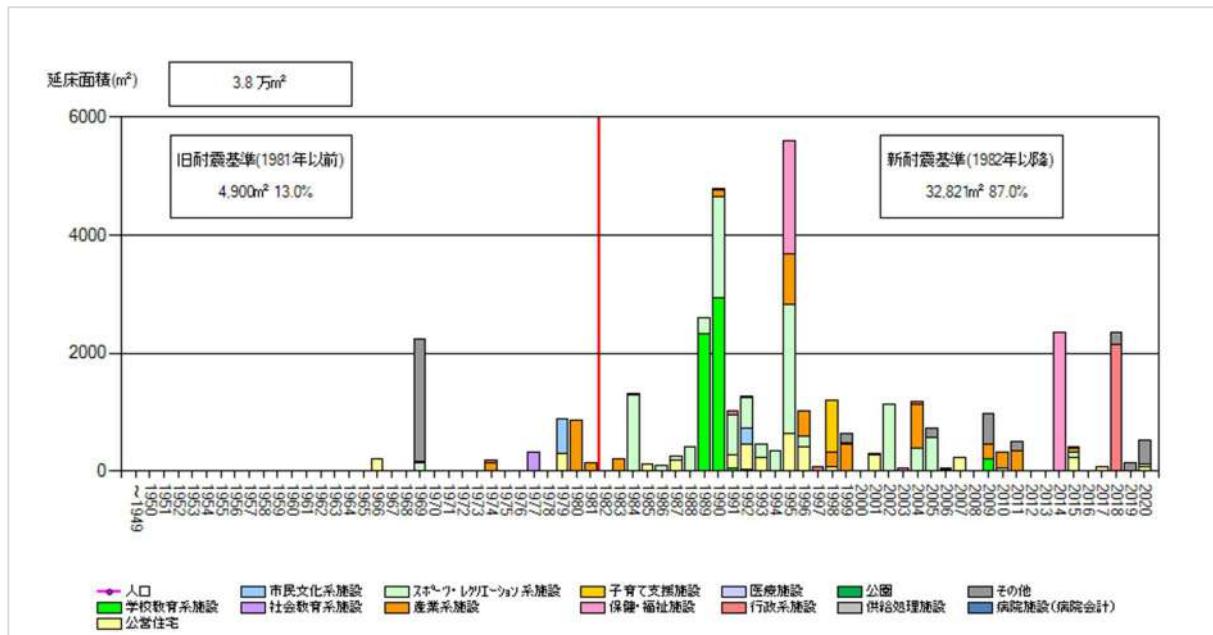
③建築年度

村が保有する建築系公共施設（上水道施設、下水道施設は除く）のうち、最も古いもので昭和 41 年度（1966 年度）に建築されています。

延床面積でみると、平成 2 年度（1990 年度）、平成 7 年（1995 年度）が突出して多くなっています。

赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建築物であることを示します。現在の建築系公共施設の約 87% は新耐震基準による建築です。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積



④有形固定資産減価償却率の状況

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価額}} \times 100\% \quad (\text{再調達価額})$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

100%に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は35～50%程度と言われていますが、本村の有形固定資産減価償却率は64.2%と高く、令和13年度には86.0%に到達すると推計されます。

施設類型別では、村民文化系施設、子育て支援施設が100.0%となっており、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設及び社会教育系施設が86.0%となっています。一方、保健・福祉施設は32.4%と最も低くなっています。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の状況

施設分類	取得価額等 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
村民文化系施設	91,681	91,681	100.0%
社会教育系施設	50,502	43,432	86.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	1,840,163	1,583,148	86.0%
産業系施設	458,099	368,096	80.4%
学校教育系施設	1,344,746	903,439	67.2%
子育て支援施設	225,750	225,750	100.0%
保健・福祉施設	1,856,816	601,802	32.4%
行政系施設	687,820	328,344	47.7%
公営住宅	713,768	542,924	76.1%
その他	253,020	143,201	56.6%
合計	7,522,364	4,831,817	64.2%

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

施設分類	H27末	R2末	R13末
村民文化系施設	100.0%	100.0%	100.0%
社会教育系施設	76.0%	86.0%	100.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	77.8%	86.0%	96.8%
産業系施設	69.5%	80.4%	98.3%
学校教育系施設	56.2%	67.2%	90.9%
子育て支援施設	78.2%	100.0%	100.0%
保健・福祉施設	17.6%	32.4%	74.0%
行政系施設	86.5%	47.7%	60.8%
公営住宅	82.7%	76.1%	88.6%
その他	58.8%	56.6%	86.5%
合計	52.6%	64.2%	86.0%

⑤これまでの実績

当初計画策定以降、村では下表の事業を進めてきています。

2018年度に老人福祉施設センターしゃくなげの一部を、根羽村役場に改修しています。

また、2020年に根羽小学校と根羽中学校を、義務教育学校根羽学園に統合しています。

表 これまでの主な実績（複合化・統合）

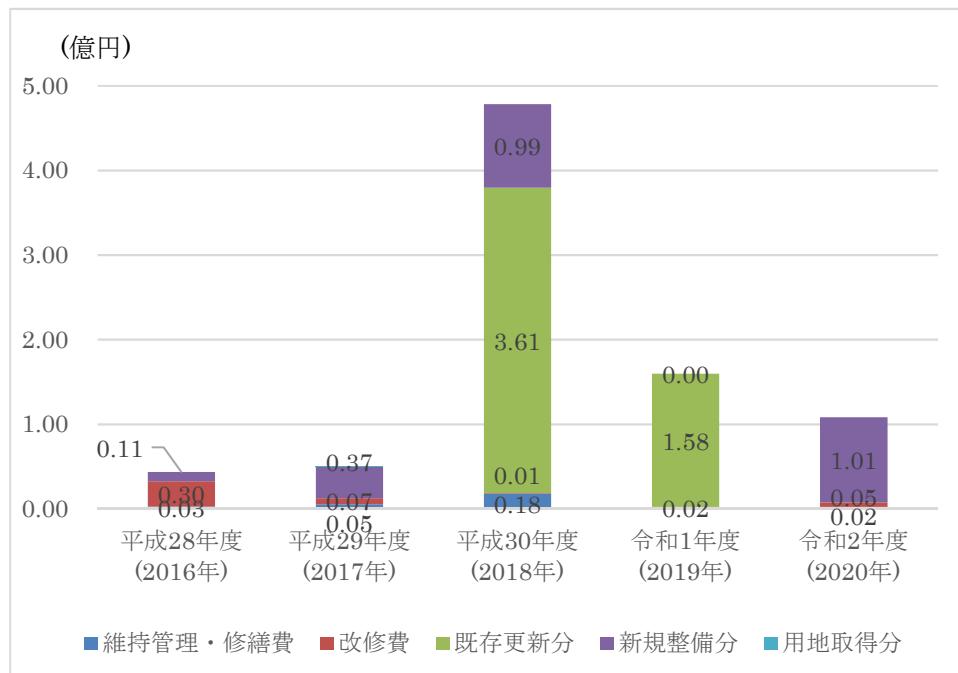
施設名	建設年度	面積	従前施設名	建設年度	面積
根羽村役場	2018	2,144.37	老人福祉センターしゃくなげ	1995	3,939.82
根羽学園	2020	2,918.00	根羽小学校	1991	2,918.00
	2020	2,284.00	根羽中学校	1990	2,284.00

⑥投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費）は8.12億円で、平均1.62億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費※は0.28億円であり、平均0.06億円／年となっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修費：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るもの。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

(2) 建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（延床面積）が全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

①年当たりの平均費用

次図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020年度までの表示）と、今後40年間にかかると予想される更新費用の推計値（2021年度以降の表示）です。

今後40年間、現在ある全ての公共施設約3.8万m²（上下水道施設は除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は168.6億円となり、年平均では4.2億円となります。直近5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均1.62億円（グラフ中の赤色の線）ですが、これの2.6倍となります。

②ピーク

まず2026年度に大規模改修によるピークを迎える、その後、2029年度ごろから、建替えに要する費用が増え始め、2051年、2056年と建替えと大規模修繕による費用のピークを迎えます。

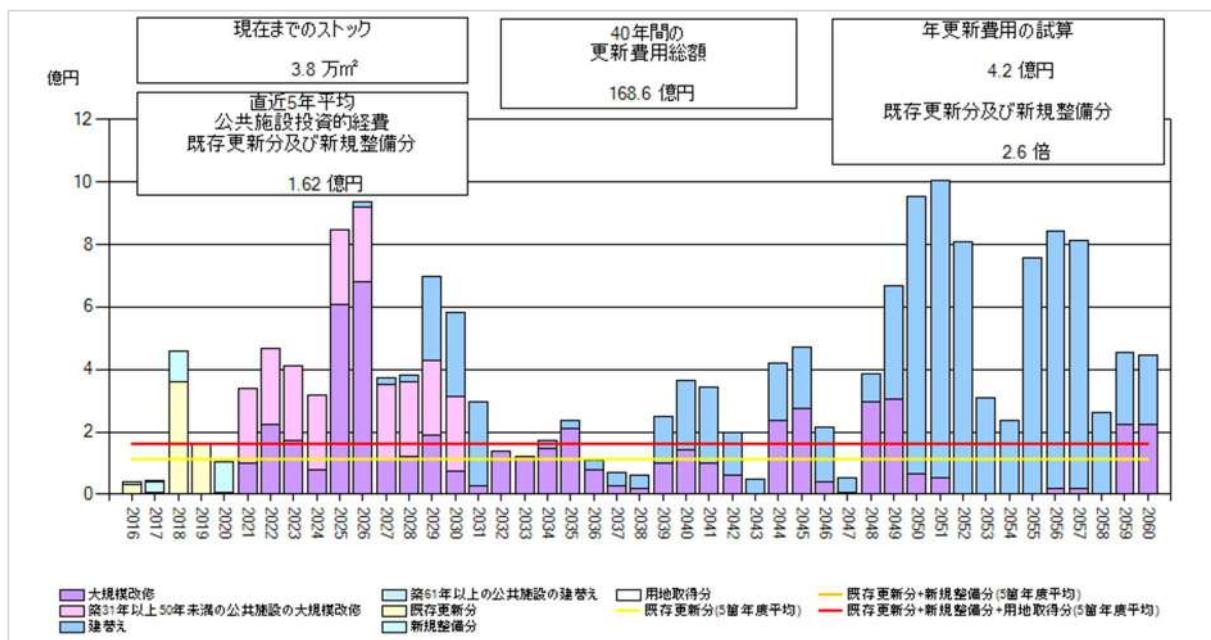
③費用内訳

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」にまとめた費用が必要になります※。2025年以降には「大規模改修」にかかる費用も一定の割合を占めるようになり、2025～2026年度には10億円前後の費用が掛かります。

2029年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになり、2050～2051年度、2055～2057には10億円前後の費用が掛かります。

※大規模改修が実施されなければならない築後30年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな建設は行わない。
- 建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する。
- 建設後 40 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。

表 大規模改修及び建替単価

(単位 : 万円 / m²)

大分類	大規模改修	更新（建替）
村民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

3 インフラ系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 道路

①現状

a. 保有量の推移

これまで村道は実延長で約 96km、面積で約 25 万 m²を整備してきました。

表 村道の内訳

分類		内訳			
道路	村道	延長 合計	96,232.3m (舗装部分 : 54,067m)		
	林道	道路面積合計	246,253.2 m ² (舗装部分 : 201,241.8 m ²)		
林道		延長合計	71,987m		

表 道路の実延長・面積推移

	人口(人)	道路の 実延長(m)	人口一人 当たり延長(m)	道路面積(m ²)	人口一人 当たり面積(m ²)
H27末	970	95,926	98.9	246,253	253.9
R2末	852	96,232	112.9	246,253	289.0
差引	-118	306	14.1	0	35.2

b. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は 74.0% と減価償却が進んでいます。

当初計画策定年度からの推移をみると、約 1 ポイント高くなっています。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得価額等 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
2,486,258	1,840,840	74.0%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

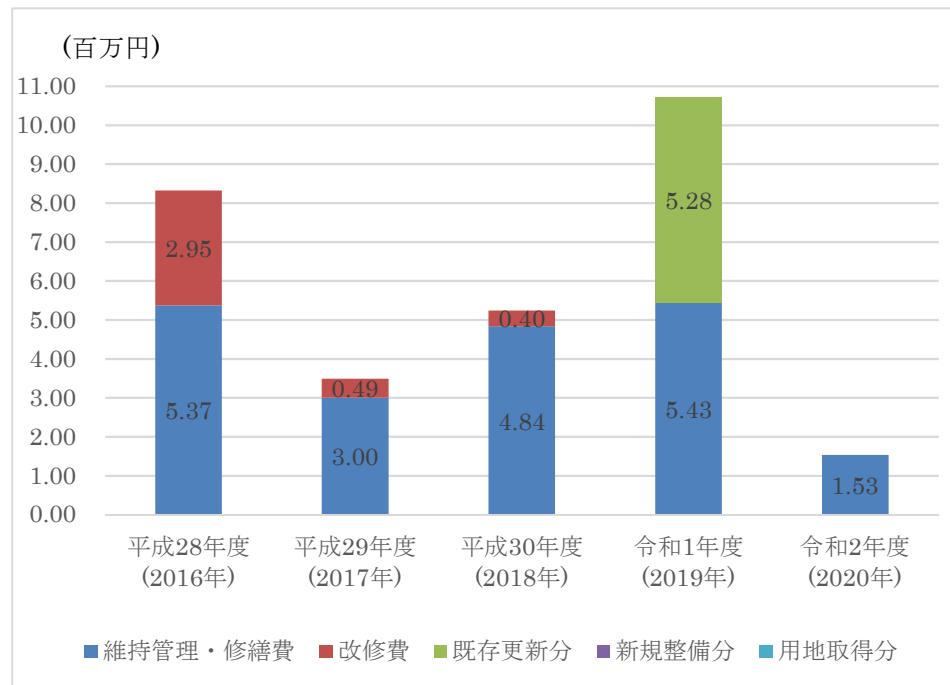
H27末	R2末	R13末
72.7%	74.0%	83.2%

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費）は 9.1 百万円で、年平均 1.82 百万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、20 百万円で、年平均 4 百万円となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

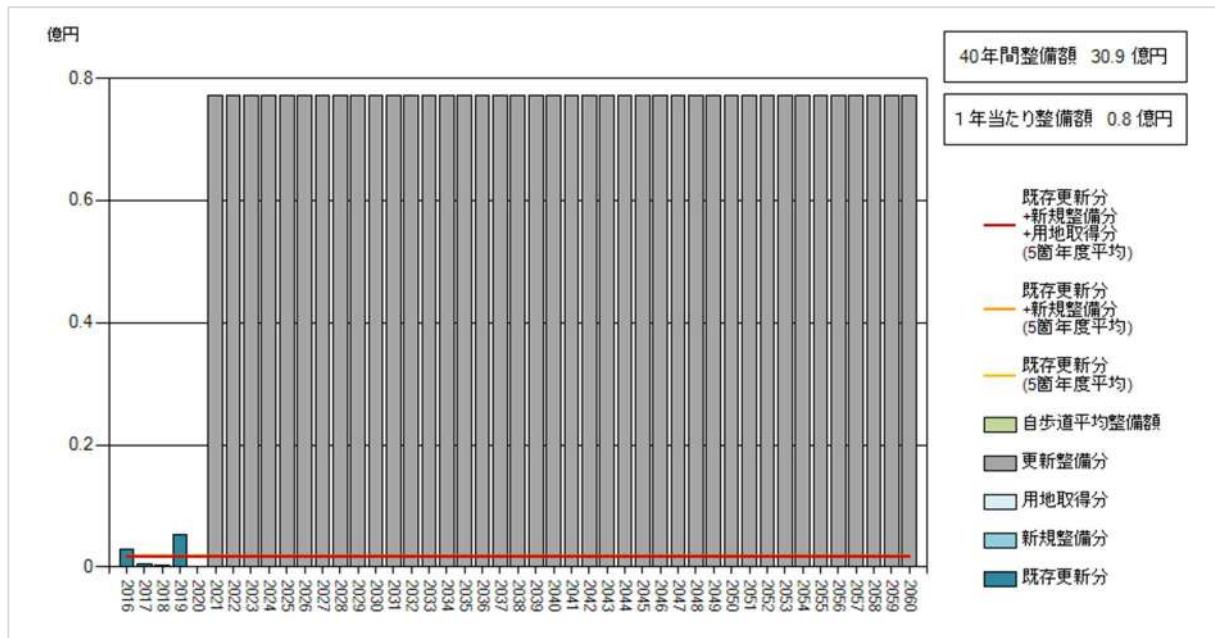


②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は30.9億円で、年当たりでは約0.8億円です。全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な更新費用は一定になります。

過去5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績は年平均0.02億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、今後40倍の費用が必要になります。

図 道路の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・更新単価は、4,700円/m²（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

(2) 橋りょう

①現状

a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は 3,761 m²です。橋りょうは、古いものでは 1950 年度以前に建設されており、整備量のピークは 1969 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しており、1960 年度以前に整備された 6 本、408.5 m²が耐用年数を超過しています。

図 橋りょうの建設年度別面積

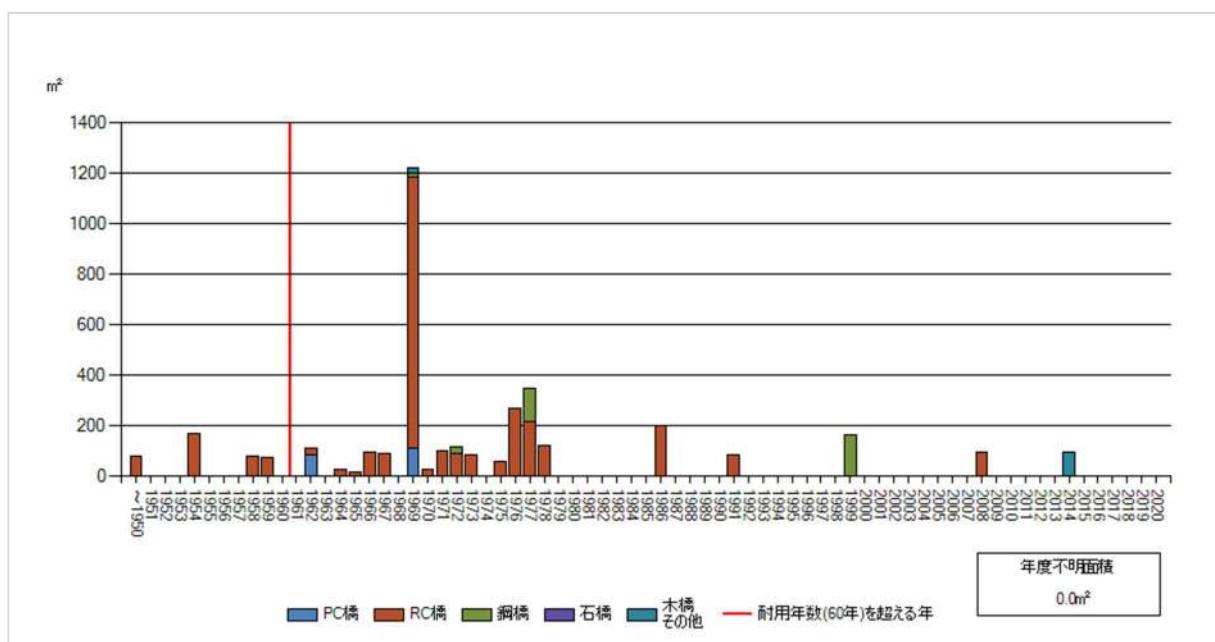


表 橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過橋数	橋りょう面積 (m ²)	うち耐用年数超過面積 (m ²)
H27 末	86	3	3,761.22	253.08
R 2 末	86	6	3,761.22	408.48
差引	0	3	0	155.4

b. 有形固定資産減価償却率の推移

橋りょうの有形固定資産減価償却率は 77.2% と減価償却が進んでいます。当初計画策定年度からの推移をみると、約 7.7 ポイント高くなっています。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得価額等 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産 減価償却率 (%)
707,109	546,225	77.2%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

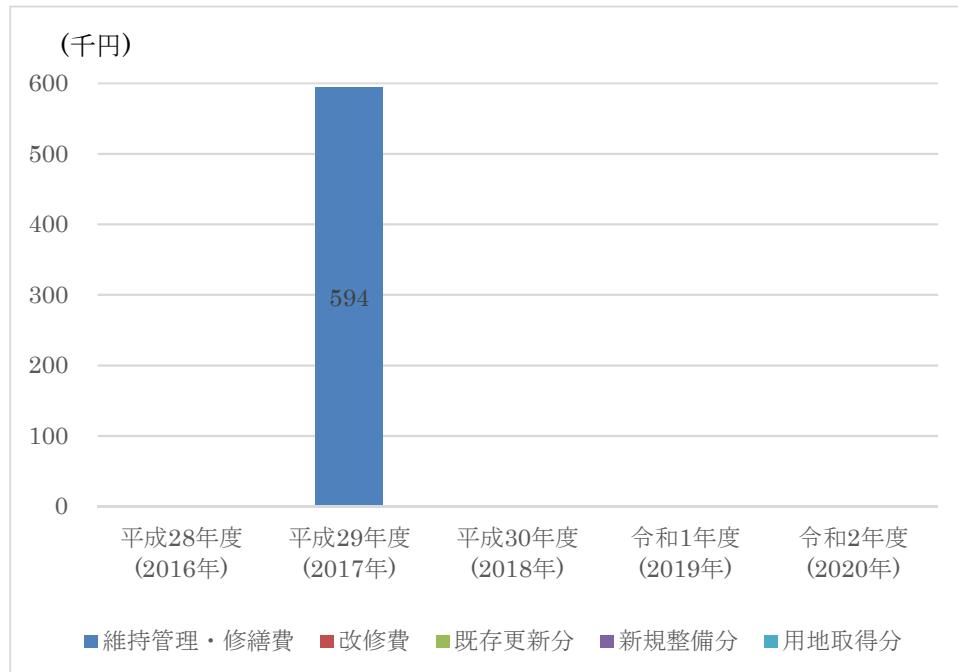
H27 末	R2 末	R13 末
69.5%	77.2%	90.9%

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費(既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費)はありません。

また、施設の維持管理に係る経費は、594 千円であり、年平均 119 千円となっていま

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費



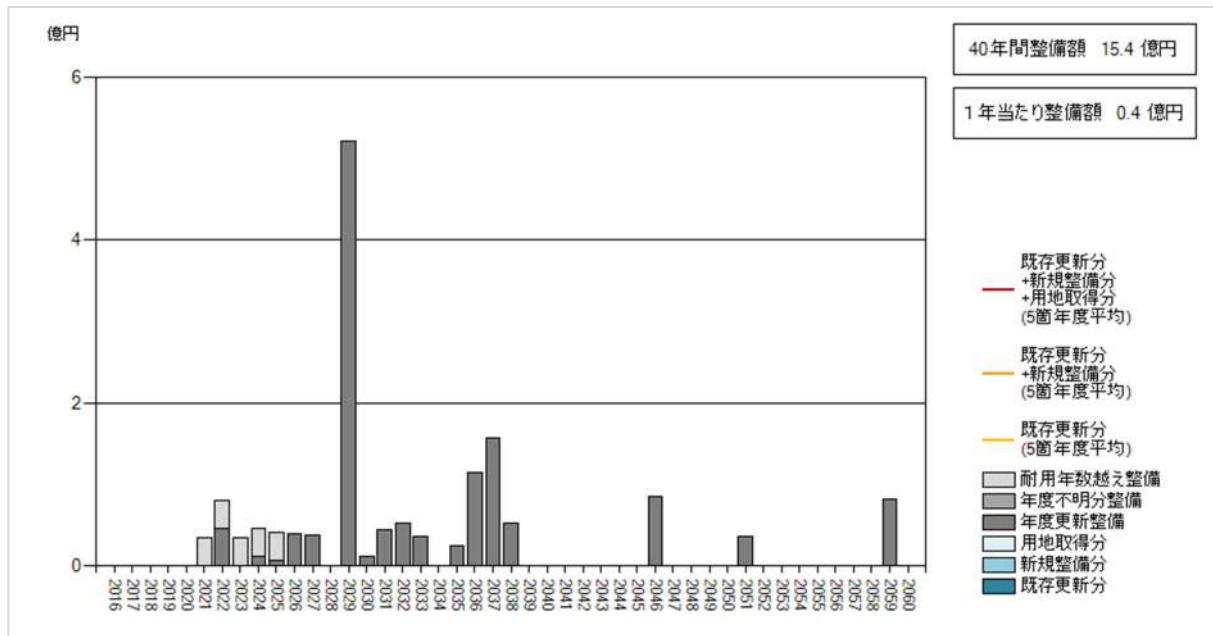
②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は15.4億円で、年当たりでは0.4億円です。

過去5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績はないため、今後は年当たり0.4億円が必要となります。

年度別に金額の差がありますが、特に2029年度は5億円を超える費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

RC橋 : 425千円/m²

PC橋 : 425千円/m²

鋼橋 : 500千円/m²

木橋その他 : 425千円/m²

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(3) 簡易水道

①現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 48,671m で 1978 年度以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しており、現時点で耐用年数を経過している上水道管は 39,573m で約 81% となっています。

図 上水道管の整備状況

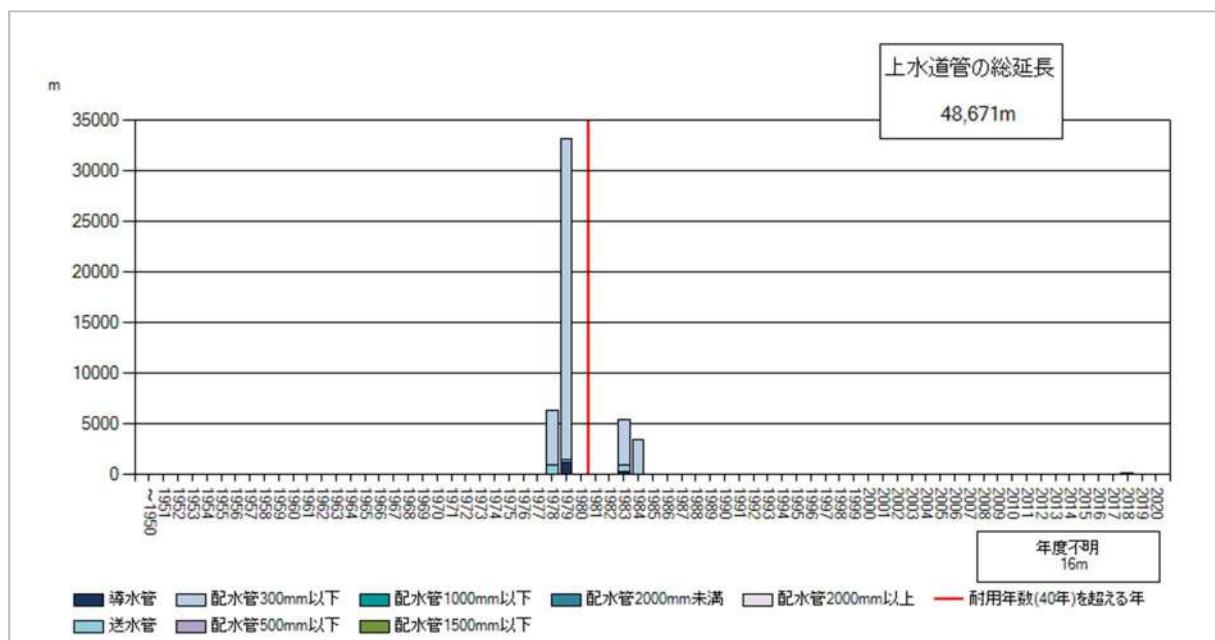


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H27 末	48,394	0
R 2 末	48,671	39,573
差引	277	39,573

b. 有形固定資産減価償却率の推移

上水道の有形固定資産減価償却率は、96.2%となっています。

当初計画策定年度末からの推移をみると約7.9ポイント高くなっています。

また、令和13年度末時点では99.1%となる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
981,500	943,909	96.2%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

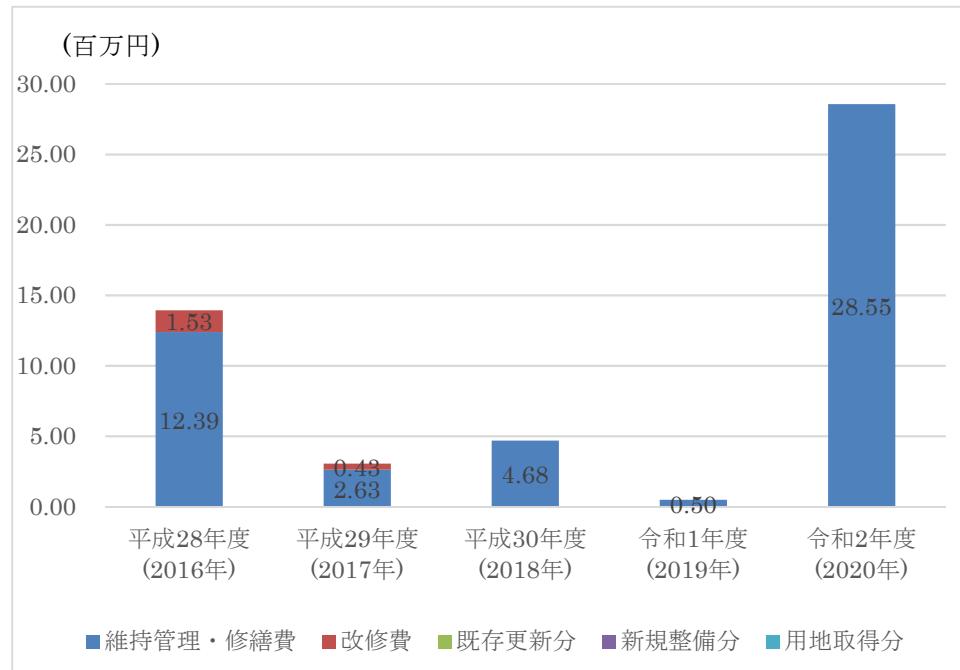
H28末	R2末	R13末
88.2%	96.2%	99.1%

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費）は1.97百万円で、年平均0.39百万円/年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、48.76百万円であり、年平均9.75百万円となっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



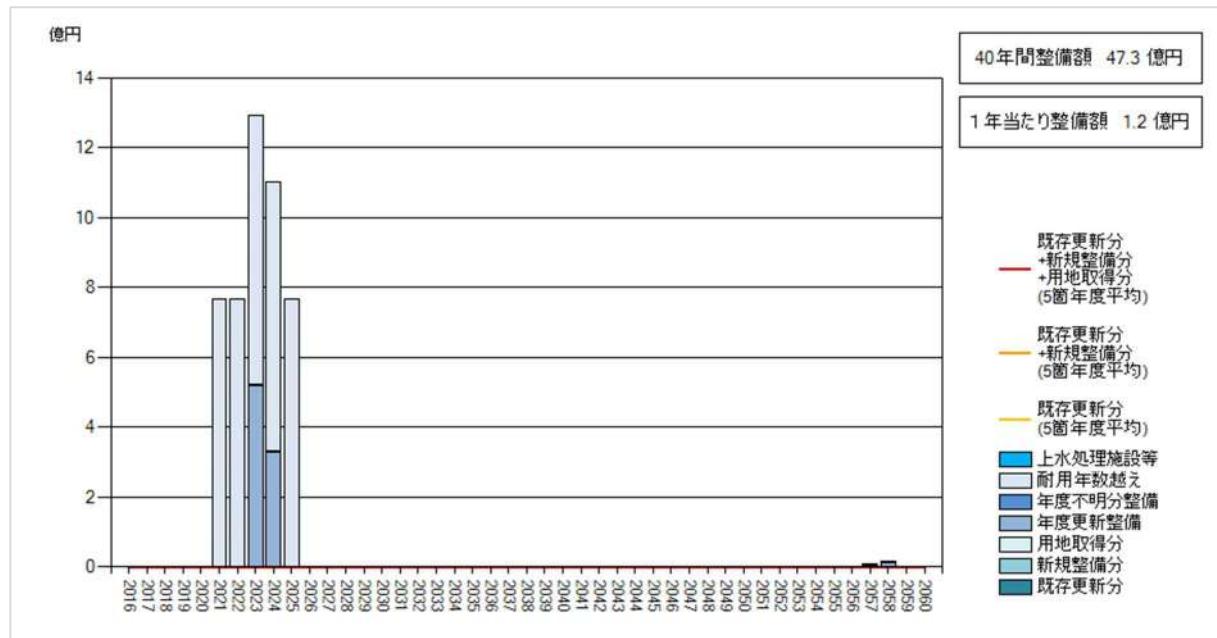
②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は47.3億円で、年当たりでは1.2億円です。過去5年間の投資的経費の実績がないことから、毎年1.2億円の費用が必要となります。

過去5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績は年平均0.004億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、今後30倍の費用が必要になります。

既に耐用年数を経過している管もあり、2021～2025年度に更新費用約7～13億円が必要となります。

図 上水道の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

導水管	300mm未満 :	100千円/m
送水管	300mm未満 :	97千円/m
配水管	50mm以下 :	97千円/m
	75mm以下 :	97千円/m
	100mm以下 :	97千円/m
	125mm以下 :	97千円/m
	150mm以下 :	97千円/m

(4) 下水道

①現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 20,779m で、全て 1996 年度に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが、現在、村内に耐用年数を経過しているものはありません。

図 下水道管の敷設年別延長

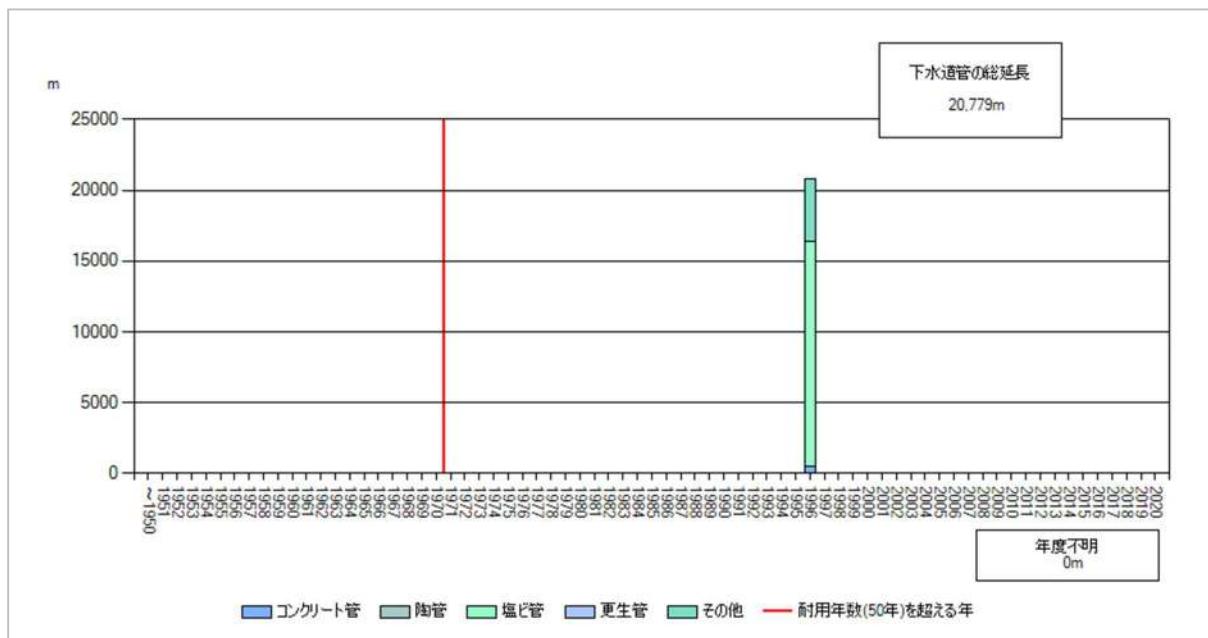


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過延長 (m)
H27 末	20,778	0
R 2 末	20,778	0
差引	0	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道の有形固定資産減価償却率は、47.8%となっています。

当初計画策定年度末からの推移をみると、約9.8ポイント高く償却が進んでいます。

また、令和13年度末時点には70%と大幅に増加する見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
971,447	464,389	47.8%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

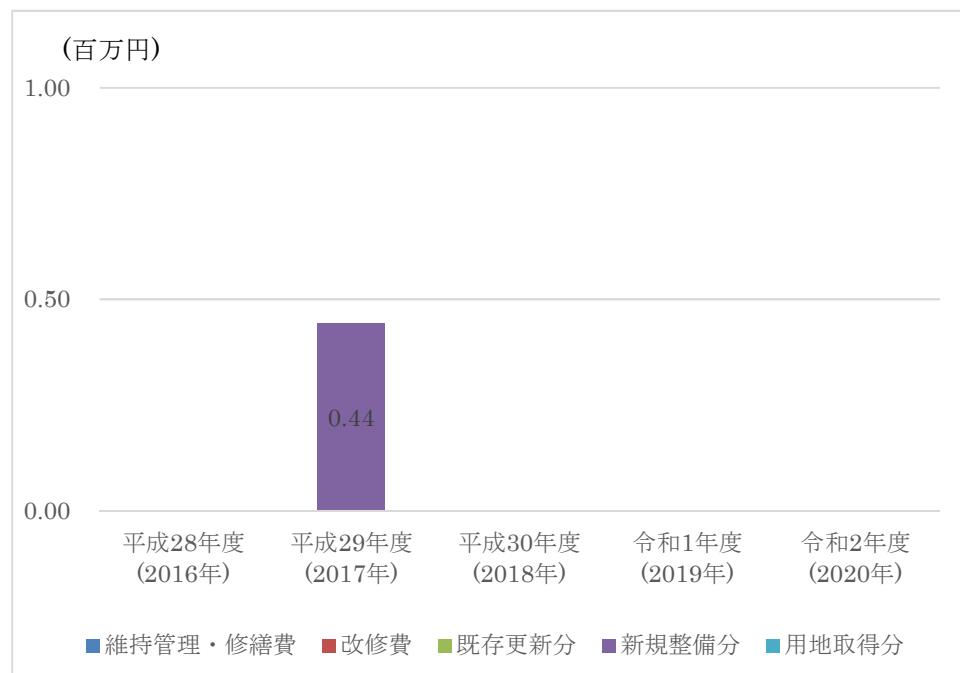
H28末	R2末	R13末
38.0%	47.8%	70.0%

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費）は、0.4百万円であり、年平均0.09百万円となっています。

また、施設の維持管理に係る経費はありません。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

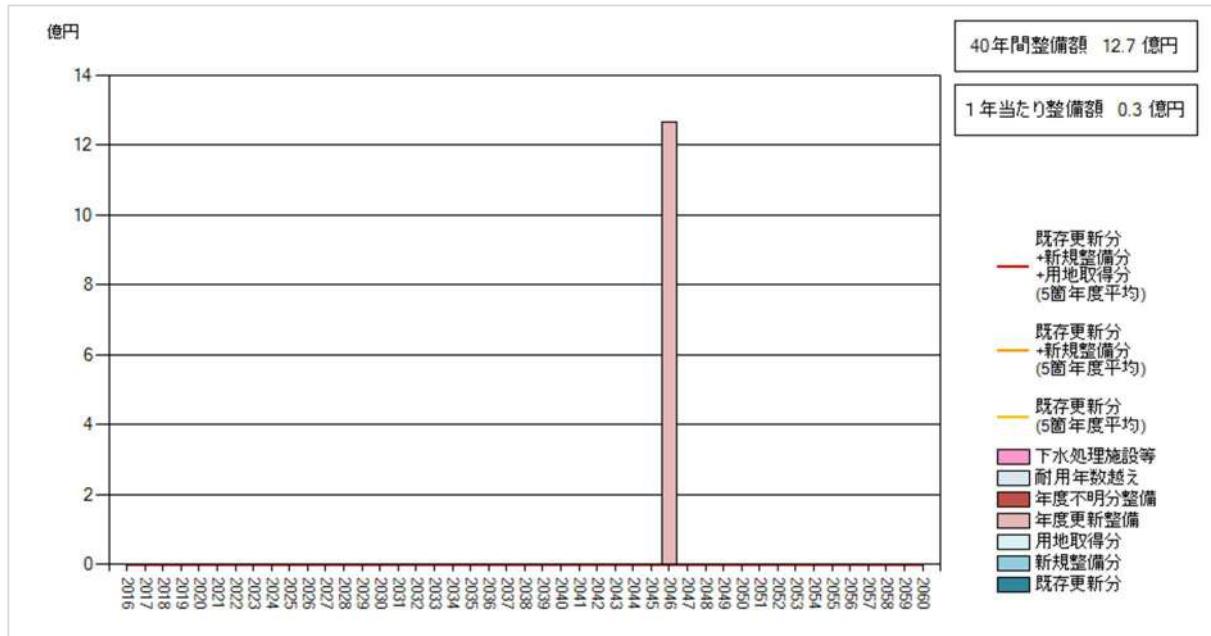


②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は12.7億円で、年当たりでは0.3億円となっています。

過去5年間の投資的経費の実績0.4百万円(年平均、グラフ中の赤色水平線)ですが、2046年度に下水道管の更新費用が25.8億円発生します。

図 下水道の更新費用



<推計の前提条件>

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- 管径別更新単価は次のとおりとする。

250 mm以下 : 61 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

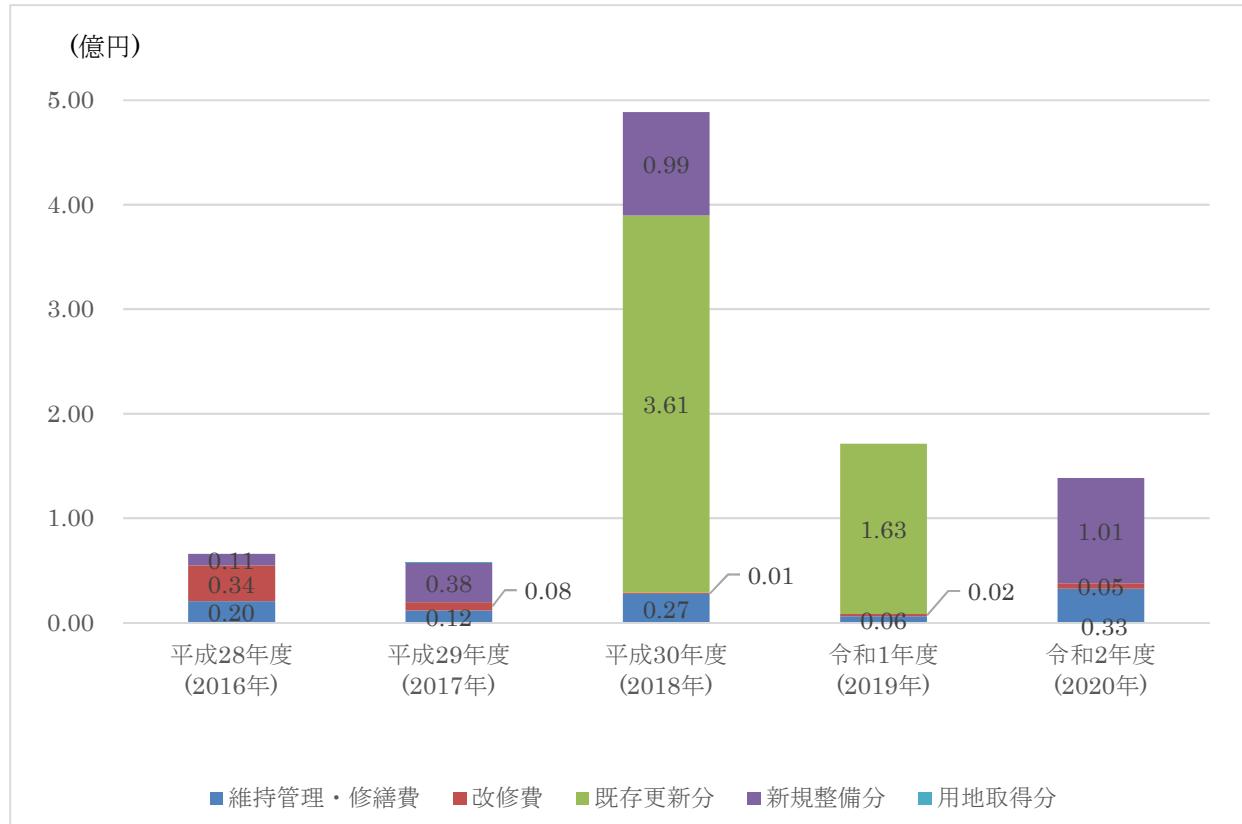
4 公共施設等全体のまとめ

(1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分、用地取得、改修費）は8.24億円で、年平均1.65億円となっています。

維持管理経費は0.98億円で、年平均で0.2億円となっています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移



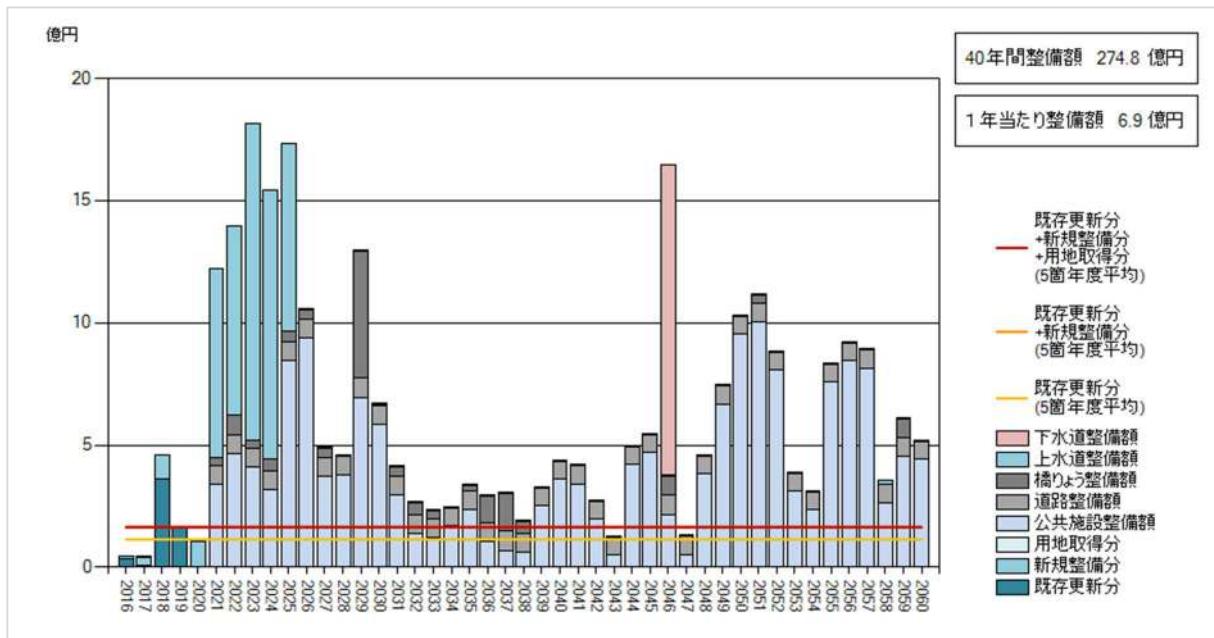
(2) 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は274.8億円で、年当たりに必要となる更新費用は6.9億円です。

過去 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 1.65 億円（グラフ中の赤色線）と 4.2 倍となります。

更新費用の推移をみると、年15億円以上の費用が必要となる年度が2023～2025年度、2046年度と複数回訪れることがあります。

図 公共施設等全体の更新費用



第3章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 将来人口の見通し

本村の人口は減少傾向にあり、令和2年国勢調査で852人となっています。

人口ビジョンにおいては、合計特殊出生率の改善、転出抑制による純移動率の改善を図り、人口減少のペースを抑制し、令和42年には650人台の確保を目指しています。

公共施設は村民に対してサービスを提供する場所であり、村民の財産です。今後は人口減少により、公共施設の利用数が減少し、施設の遊休化が進む事が考えられます。また、少子高齢化の進展により、必要となる施設の内容も変化していく事も考えられます。

人口減少を抑制する施策を講じつつも、将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、村民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

(2) 財政の見通し

本村の財政状況の今後の見通しとしては、人口減少や少子高齢化の進展により、村税等の自主財源は大幅な伸びを期待する事は難しく、社会保障経費等の増大も懸念されます。

また、地方行財政の見直しの中で地方負担の増大も検討されるなど、村の財政としては今後も厳しさが増していくことが予想され、村民に最良のサービスを提供していくためには、より一層の健全な財政運営が求められます。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本村は、建築系公共施設75施設、146棟、約37,864m²のほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設を保有しています。

今後40年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は274.8億円、年平均では6.9億円となり近年の投資的経費実績額の4.2倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が半数を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、未利用及び必要度の低い保有施設の削減を図ることが必要です。

インフラ系施設についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、上水道は既に耐用年数を経過している管は約81%を占めており、今後は多くの費用が必要となります。村のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

将来の更新費用の推移は、仮に全ての施設等で耐用年数に更新を行うとすると、2023～2025年度、2046年度には15億円以上の費用が必要となります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、村と村民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理 念】

根羽村の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、村民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目 標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

2 計画の推進体制と情報管理

本計画の実施については、各施設に関する様々な情報を一元化する必要があります。

これまでも根羽村総合計画における実施計画やその他の整備計画方針における考え方、個々に管理する担当部署における個別の施設に関する施設計画（長寿命化計画等）等において、中長期的な予算管理に資するよう点検・診断やその結果を含む、蓄積された情報を基に、整備年度、概算費用の算定や考え方を明記し、事業を推進してきました。

これからも、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るうえでは、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画の内容を充実し、これに基づき計画的に投資していくことが重要なことから、施設毎の長寿命化計画等の個別施設計画の充実を進めるとともに、計画の策定時には村民と問題意識を共有するとともに将来の公共施設のあり方について、幅広く議論を進めていくことが必要かつ重要なことから、村民の理解と協働を推進します。

また、将来の実施事業を明記する根羽村総合計画の実施計画策定時には、これまで同様に総務課における財政試算を実施していくとともに、平成29年度から実施する地方公会計における固定資産台帳の整備を毎年度適切に更新し、情報の一元化を目指します。

また、予算編成においては、施設を管理する担当課からの予算要求内容を精査し適正な財政運営を目指します。

3 公共施設等のコスト、数量に関する目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、つぎの2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかるのを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

当初計画においては、投資的経費実績を踏まえ、2025年までに施設保有面積（管理面積）を概ね30%削減することを目標として設定していました。

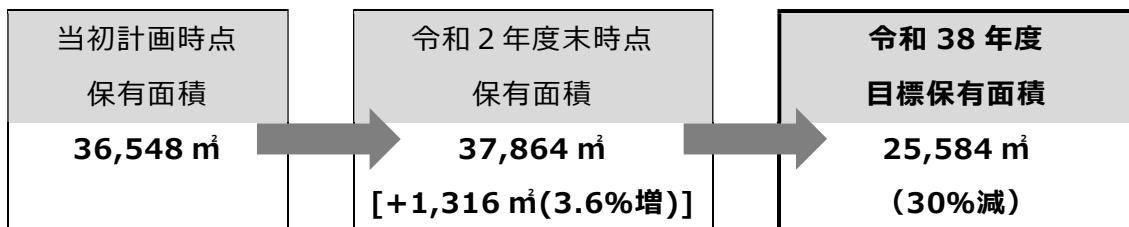
表 施設延床面積の削減

	～2025（R7）	～2035（R17）	～2045（R27）	～2055（R37）
保有面積割合（現在比）	73%	67%	66%	74%
削減割合（現在比）	27%	33%	34%	26%

令和2年度末時点の保有面積は37,690m²であり、当初計画時点から1,316m²増加しているものの、今後は人口減少動向や施設状況等を踏まえて更なる削減が必要であることから、計画当初の数値目標を引き継ぎ、以下のように設定します。

施設保有面積の削減目標

令和38年（当初計画策定から40年後）までに施設保有面積の30%程度を削減



4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・現有財産の計画的な維持管理により長寿命化を進めます。
- ・社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図り活用を徹底します。
- ・施設の再整備については、個別の整備方針や基本計画等に基づき、計画的に実施するとともに必要最低限の規模・設備とします。

公共施設等の管理については、現有財産の計画的な維持管理、点検・保守・修繕・清掃を行うとともに、必要に応じて大規模改修・修繕を実施することにより、長寿命化を進めます。

また、社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図り活用を徹底することとし、施設の再整備については個別の整備方針や基本計画等に基づき計画的に実施するとともに必要最低限の規模・設備とします。

第5章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として7項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設等は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。

(1) 点検・保守・整備

建物・インフラ系公共施設は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって施設等の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしています。

(2) 施設等の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを行います。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、施設等に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・総合計画に基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止として重要です。

維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物・インフラ系公共施設に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全だけではなく、今後の施設等の活用方針に基づく計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表 適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。また総合管理計画、総合計画の中の具体的な

計画となる長期修繕計画等の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画等の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3 安全確保の実施方針

- 重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- 施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

表 (参考) 施設の安全確保に係る項目

評価項目			内 容
大項目	中項目	小項目	
安全性	敷地 安全性	自然災害回避性	地震災害 ・液状化・活断層・有・無 土砂災害 ・警戒区域・特別警戒区域・有・無 浸水災害 ・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性 ・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無 緊急自動車接近 ・道路幅 地盤調査結果 ・軟弱地盤・盛土・埋立地・有・無 危険物の種類 ・消防法危険物(1類・2類・3類)・有・無 保安距離 ・危険物から50m以内、200m以内
		建物 安全性	構造安全性 ・基礎の安全性 常時床荷重 ・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年 ・1981年6月以前 耐震診断 ・ I_s 値 > 0.6 / 0.6 > I_s 値 > 0.3 / 0.3 > I_s 値 耐震補強 ・要・不要 耐震等級 ・等級 免震、制震 ・有・無
		耐風安全性	耐風等級 ・等級
	対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
	対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災	耐火安全性	延焼防止 ・外壁・屋根の防火性能

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
(つづき)	安全性	避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスペクト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キレン・エチルベンゼン・スチレン放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
		危険物の危険防止性		・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
	有害物質排除性	アスベスト排除		・飛散性・非飛散性のアスペクト排除状況(年代・部位)
		PCB 排除		・トラン・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況(年代・部位)
		フロン・ハロン対策		・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
		C C A 対策		・木造土台の CCA・有無
	公害防止性	日照・通風障害防止性		・日照・通風障害防止要件の満足度
		風害防止性		・風害防止要件の満足度
		電波障害性防止性		・電波障害性防止要件の満足度
		騒音・振動・悪臭防止性		・音・振動・悪臭防止要件の満足度
		障害防止性		・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
		外構の維持保全		・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数(償却)	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数(60年)と築年の差
	不具合現況	外壁・屋根耐久性		・外壁・屋根耐用年数(40年)と改修年の差
		付属設備耐久性		・設備耐用年数(20年)と改修年の差
	構造不具合	基礎・躯体		・沈下、亀裂、欠損の状況
		土台		・腐れ、欠損の状況
		柱、梁、壁、床など		・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
		窓枠、サッシ、ガラス		・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
	内部仕上不具合	天井		・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
		内壁		・割れ、剥がれ、変色・有・無
		床		・割れ、剥がれ、変色・有・無
	付帯設備不具合	煙突、屋外階段		・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
		広告塔、吊り看板、他		・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
	建築設備不具合	電気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		給排水衛生設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		空調換気設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
		搬送設備機器本体		・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
	その他設備機器本体			・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4 耐震化の実施方針

- 昭和 56 年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施してきました。今後は未実施の施設について対応を検討します。

村では、学校施設やスポーツ施設等、多くの村民が利用する施設、防災拠点となる施設の耐震化を優先的に進めており、今後は早期に耐震改修促進計画を策定し、優先順位付けを行ったうえで、計画的に補強改修、建て替え等を実施していきます。

5 長寿命化の実施方針

- 総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は原則、大規模改修を経て構造体の耐用年数まで使用し、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

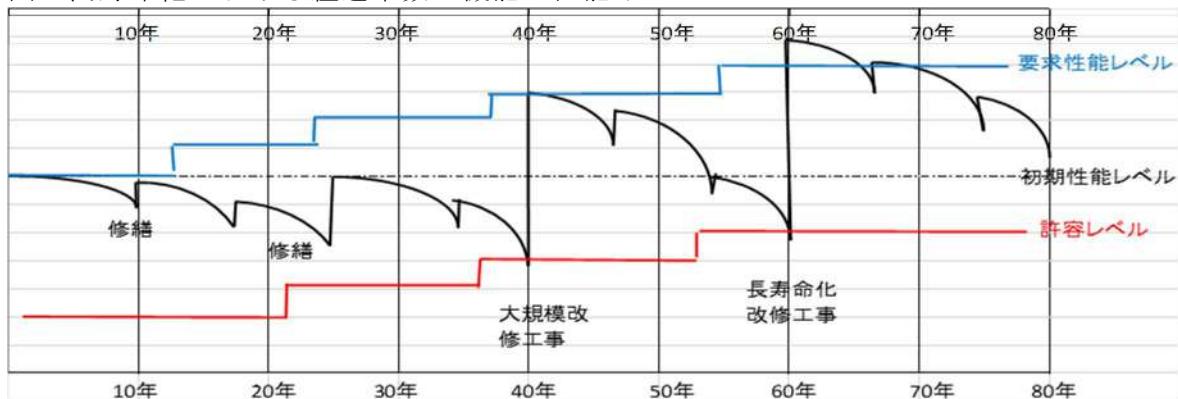
現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。本村の公共施設では、原則として、建替周期は大規模改修工事を経て構造体の耐用年数まで使用し、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って長期使用しコストを削減することも検討します。

なお、極力個別に長寿命化計画を策定し、それぞれの計画により、推進していきます。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から40年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から40年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「長野県福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7 脱炭素化の推進方針

- ・根羽村地球温暖化対策計画に基づき、環境省指定の先進的省エネルギー設備等を入れて積極的に導入するとともに、太陽光発電設備の追加導入を進めます。

二酸化炭素排出量の削減等の脱炭素化に向け、根羽村地球温暖化対策計画に基づき、

公共施設等においては、設備機器の選定基準に環境省指定の先進的省エネルギー設備等を入れて積極的に導入するとともに、太陽光発電設備の追加導入を進めます。

8 統合や廃止の推進方針

- ・施設の統廃合及び供用廃止については施設の安全性や利用状況、各整備方針を勘案しつつ判断材料とします。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、利用状況やまちづくり整備方針、他の施設の整備方針等を勘案しつつ継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似施設への移転(サービス転化)等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、将来的に建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似施設への移転(サービス転化)等を検討

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について村民と行政の相互理解、共通認識の形成を目指します。

第6章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 村民文化系施設

村民文化系施設には根羽村総合研修センター、森沢研修集会施設が含まれます。

根羽村総合研修センターは築40年以上を経過しており、点検を行い、大規模改修を検討します。

森沢研修集会施設については、地区の人口減少や施設の劣化状況、利用状況等を勘案し、今後の利活用の方向性を検討していきます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	集会施設建設

(2) 社会教育系施設

根羽村歴史民族資料館については、築45年を経過しており、村の歴史文化を伝える重要な施設である事から、点検を行い、大規模改修を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

本村のスポーツ・レクリエーション系施設は、延べ床面積で建築系公共施設全体の3割近くを占めています。

スポーツ施設には体育館や根羽村トレーニングセンター、ゲートボール場、やまいいプール、レクリエーション・観光施設にはネバーランドや茶臼山高原観光センター、小戸名林間学舎、ファームイン南信州等があります。

これらの施設については、利用状況や施設の老朽化状況を勘案しつつ、計画的な修繕による適切な施設の維持管理を行うとともに、需要動向やサービスの見直し等、今後の利用向上の方策について検討します。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
2 産業の振興	地場製品工場
	ネバーランド維持修繕
	加工設備（更新含む）
	宿泊施設整備
	茶臼山公園整備
	溪流の館整備

	小戸名林間学舎整備
8 教育の振興	トレーニングセンター改修
	グラウンド照明設備改修

(4) 学校教育系施設

学校教育系施設は、根羽学園 1 校となっています。

築 30 年以上を経過しており、学校施設は地区の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、詳細な調査を行い、必要な修繕等の対策を検討し、長期的に活用を図ります。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	村営塾開設
8 教育の振興	校舎維持補修 給食センター整備

(5) 子育て支援施設

子育て支援施設としては、根羽村保育園があります。

村で唯一の保育施設であり、少子化が進む村にとって子育て環境を充実させる重要な施設であり、定期的な点検評価を行い、既存施設を長期的に活用していきます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	根羽保育所施設維持補修
	保育所建設工事
	子育て支援センター改修工事

(6) 産業系施設

産業系施設としては、商工会館や根羽杉住宅普及センター、堆肥センター、木材流通センター等があります。

これらの施設は、村の農林業を支える重要な施設であるものの、築 30 年以上を経過している建物が多く、建物の劣化状況を調査したうえで、村の産業動向を見据えつつ、業界団体と協議し、更新を検討していきます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和 3～7 年度）

持続的発展施策区分	事業内容
2 産業の振興	6 次産業化施設整備
	ライスセンター維持補修
	堆肥センター維持補修
	製品保管庫
	地場製品工場
	加工設備（更新含む）
	林業体験施設

(7) 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設には、老人福祉センターしゃくなげ、ねばねの里「なごみ」があります。

村では高齢化が進んでおり、今後も需要が伸びる事が想定され、適切な維持修繕を行つたうえで、既存施設を活用していきます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
6 子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	ケアハウス・グループホーム整備
	特別養護老人ホーム維持補修

(8) 行政系施設

役場庁舎は平成30年に老人福祉センターしゃくなげの一部を役場庁舎として改装し、移転しており、今後は定期的な点検評価を行い、長期的に活用していきます。また、旧役場庁舎については、早期の除却を検討します。

各地区の詰所等の消防施設については、建物の状態を把握したうえで、修繕等の必要な対策とともに、統廃合についても検討します。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	消防団詰所改修
	ヘリポート整備

(9) 公営住宅

公営住宅については、築40年以上を経過している建物もあり、建物の劣化状況や入居需要の動向を調査し、建替や用途廃止等を検討し、公営住宅等長寿命化計画を策定したうえで、計画的な管理を行います。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	村営住宅建設、維持補修

(10) その他

その他の施設については、主に定住促進住宅等が含まれます。

これら住宅施設については、必要戸数の算定を行い、既存住宅の経年経過を考慮しつつ、改修または建替えを進めるとともに、余剰戸数については将来的に用途廃止を検討していきます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	お試し住宅整備

2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

村道、農道、林道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な改修を実施します。未舗装の村道については、住民意向や交通量等を踏まえた上で効率的な舗装を実施します。

道路沿いの草刈作業、側溝の清掃作業、支障木伐採作業等については、住民との協働作業による維持管理を図ります。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
2 産業の振興	農道整備事業
4 交通施設の整備、交通手段の確保	村道改良、維持補修
	村道維持補修
	林道改良、舗装、維持補修
	農道維持補修

(2) 橋梁

橋梁については、個別計画として橋梁長寿命化修繕計画（平成30年3月策定）を策定しており、計画のフォローアップを行い、見直しを図り、これに基づいて、適切に管理を進めています。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
4 交通施設の整備、交通手段の確保	橋梁補修

(3) 簡易水道・下水道

簡易水道については、水道の安定供給を行うため、水道事業経営戦略にも基づいて適正な施設管理、保守点検を進めます。

また、農業集落排水についても、ストックマネジメントの手法を取り入れた予防保全計画の策定を検討し、適正な施設管理、保守点検を進めます。

参考：過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度）

持続的発展施策区分	事業内容
5 生活環境の整備	簡易水道施設維持補修、改良、更新
	農業集落排水施設維持補修、改良
	小規模排水施設維持補修、改良

第7章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定した施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本村の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画等

分類	計画名称（策定（改定）年月）
学校教育系施設	学校施設長寿命化計画（令和2年度）
橋梁	橋梁長寿命化修繕計画（平成30年度）
上水道	簡易水道事業適正化計画（平成28年度）
下水道	農業集落排水事業最適整備構想（令和2年度）

2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用村有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、村の各種計画での位置づけや政策課題解決などから村が保有する必要性について検討し、村が保有する必要性が低い資産等については、情報を村内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

①建築系公共施設

建築系公共施設については、総延床面積のうち高い割合を占める公営住宅及びスポーツ・レクリエーション系施設について、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

②土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

上水道についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

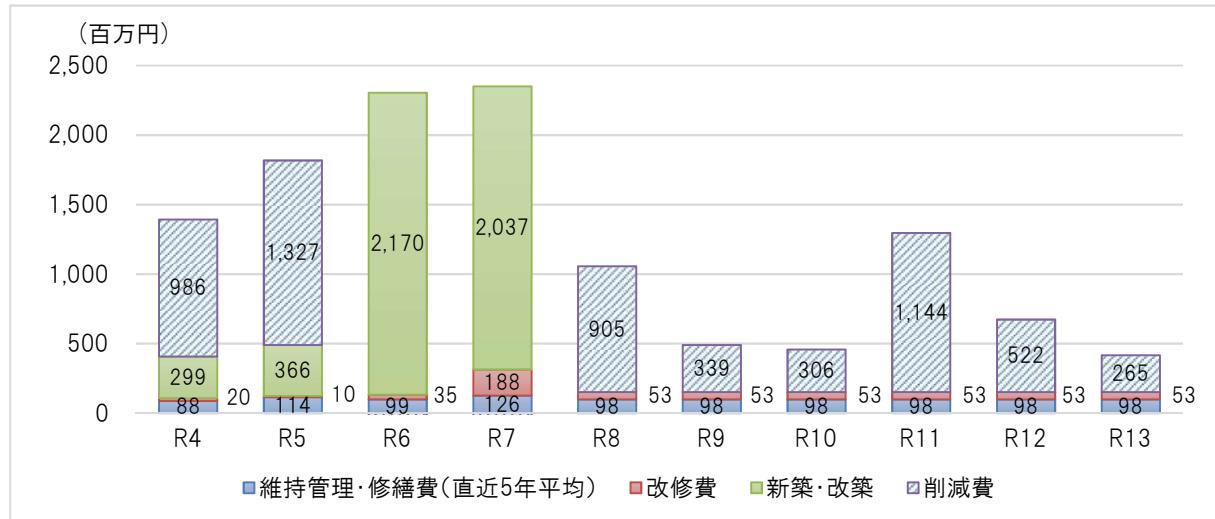
(2) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の各個別施設計画等にて示された長寿命化対策を反映した場合、単純更新した場合の見込みに比べ、44.2億円のコスト削減効果が見込まれます。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 109億円（10.9億円／年）	総額 65億円（6.5億円／年） 44億円（4.4億円／年）の縮減

図 長寿命化対策を反映した場合の見込み



注：個別施設計画、過疎地域持続的発展市町村計画等から算出

第8章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等マネジメント推進のための組織体制を構築します。
- ・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する4つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本村としては、公共施設等に対して公会計に基づく固定資産台帳を活用し、関連予算を含めた一元管理を行うことにより、全体の調整機能を発揮する組織体制を構築します。

(2) 村民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、村民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

村民へ必要な情報を提供することによって村民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 指定管理者制度、PPP および PFI の活用

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できるところから、これらの活用についても必要に応じて検討します。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更に採用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財團法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体を包括的に代行させができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公私事業の手法。

(4) 職員の意識向上

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 P D C Aサイクルの推進方針

- ・本計画は、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- ・本計画や具体的な個別施設計画については、村民と情報を共有します。

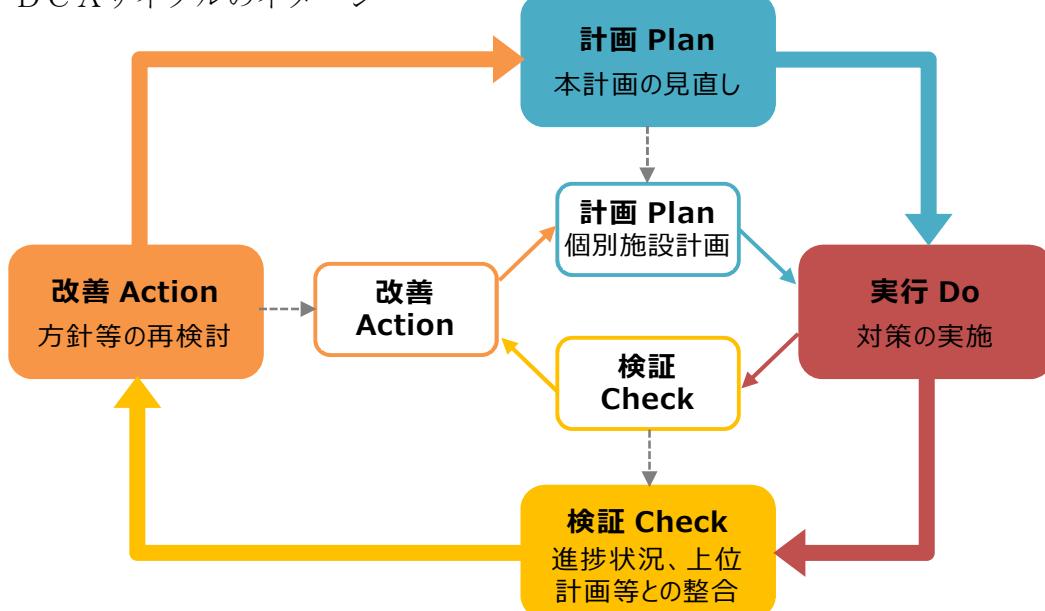
(1) P D C Aサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。

計画の進捗状況等については、総務課を事務局とする府内会議において、定期的に評価を行い、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、P D C Aサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 P D C Aサイクルのイメージ



(2) 村民との情報共有

本計画やそれに基づく個別計画については、ホームページ等で村民に情報提供を行います。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、村民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し、または支えている多くの村民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示します。